○国土交通省告示第四百八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定に基づき、住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成二十一年国土交通省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

1の⑴の①中「特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」を「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」に、「の表の左欄に掲げる区分ごとの同表の右欄の」を「に定める」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑿に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 ⑴　山崎鼻灯台（北緯一三三度二二分四二秒、東経一三三度一七分三六秒）から二三七度〇〇分九七〇メートルの地点 ⑵　⑴に掲げる地点から四二度三〇分一二〇メートルの地点 ⑶　⑵に掲げる地点から一三二度三〇分四一〇メートルの地点 ⑷　⑶に掲げる地点から七七度〇〇分二二〇メートルの地点 ⑸　⑷に掲げる地点から一一三度〇〇分八〇メートルの地点 ⑹　⑸に掲げる地点から八七度三〇分九四五メートルの地点 ⑺　⑹に掲げる地点から一七五度三〇分一五五メートルの地点 ⑻　⑺に掲げる地点から一九一度〇〇分六四メートルの地点 ⑼　⑻に掲げる地点から二六七度〇〇分八八五メートルの地点 ⑽　⑼に掲げる地点から二二〇度〇〇分九〇メートルの地点 ⑾　⑽に掲げる地点から二五七度三〇分二七〇メートルの地点 ⑿　⑾に掲げる地点から三二一度〇〇分五〇五メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十六年三月三十一日

○国土交通省告示第四百十号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百十一号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一号の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件（平成十六年国土交通省告示第七百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

件名を次のように改める。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第一号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件

第一号中「避難地」を「避難場所」に改め、同号第一項イ中「広域避難地」を「広域避難場所」に改め、同項ロ中「一次避難地」を「一次避難場所」に改め、同号第二項の次に次の一項を加える。

3　津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であって、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第二項において「津波避難施設」という。）であること。

第二号を次のように改める。

二　避難経路

1　広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ　幅員が十五メートル以上の道路又は幅員が十メートル以上の緑道

ロ　沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

2　道路又は通路であって、一次避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。

3　海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であって、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

第六号第一項ロ⑷中「広域避難地」を「広域避難場所」に改める。

第八号中「又は河川管理施設」を「、河川管理施設又は津波防護施設」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設

第九号中「避難路」を「避難経路」に改める。

第十二号及び第十三号中「避難地」を「避難場所」に、「避難路」を「避難経路」に改める。

○国土交通省告示第四百十二号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十三条第一項の規定に基づき、国の補助の特例の対象となる津波避難対策緊急事業に係る主務大臣の定める基準を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第二項第三号に規定する交付金、社会資本整備総合交付金又は防災・安全社会資本整備交付金を充てて行う次のいずれかの事業の対象となる事業であること。

一　港湾改修事業

二　津波・高潮危機管理対策緊急事業

三　都市防災総合推進事業

2　都市防災総合推進事業の対象となる事業にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

一　市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十条第一項に規定する推進計画その他の津波からの居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画（第四号において「津波避難計画」という。）に当該事業に関する事項が記載されていること。

二　居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること。

三　津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所（一時的な避難の用に供するものに限る。）又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること。

四　前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること。